

災害ケースマネジメントとの関係及び 避難生活を送る場所によらない 避難者の情報の管理について



内閣府(防災担当)

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会(第2回)
令和5年9月6日(水)

目次

- ・災害ケースマネジメントとの関係について
- ・避難生活を送る場所によらない避難者の情報の管理について

災害ケースマネジメントとの関係について

災害ケースマネジメントの全体像

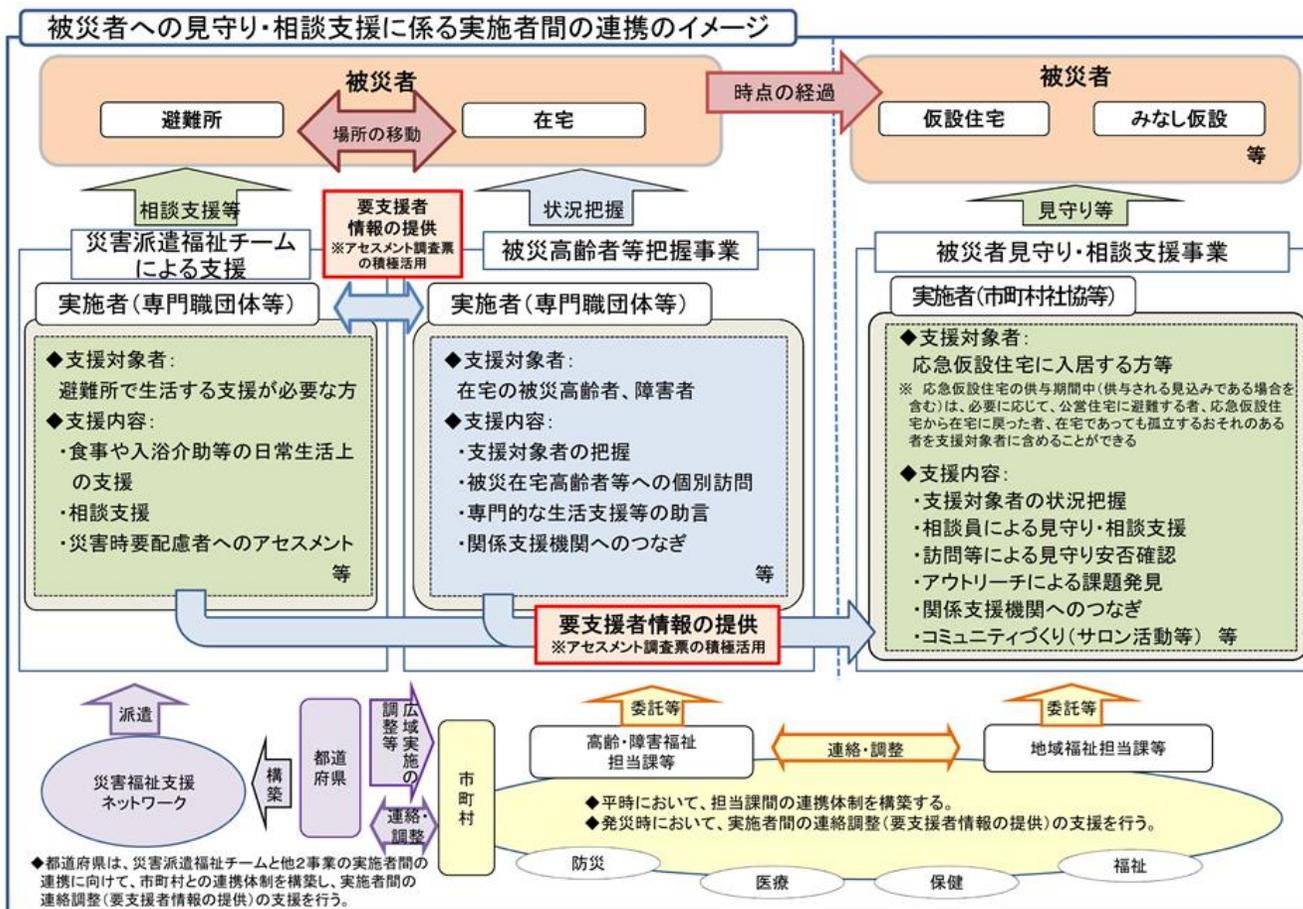


	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降	
被災者の生活		避難所		応急仮設住宅	
		在宅避難		災害公営住宅	
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内）				
		支援関係機関、NPO等との連携			
	計画等への位置づけ				
		人材確保・育成、研修実施			
		災害ボランティアセンター設置・運営			
			支援拠点の設置・運営		
被災者支援		罹災証明書発行			
		被災者台帳作成・活用			
	アウトリーチ等	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 <ul style="list-style-type: none"> ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所避難者、在宅避難者 <p>→応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） <p>→アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 <ul style="list-style-type: none"> ・継続的の支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 <p>→アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し</p>	
	災害ケースマネジメント ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> ※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等 	
	支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施 	適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等	
災害ケースマネジメント 情報連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等 		

要配慮者への対応について



- 被災した在宅の高齢者、障害者については、災害救助法の適用から概ね3ヶ月以内の間で「被災者高齢者等把握事業」を活用し、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、
 - ・避難行動要支援者名簿等に基づく被災した在宅高齢者等への個別訪問による現状把握の実施
 - ・必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
 - ・個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
 等の事業を実施することが可能。





- 発災後の被災地における保健師の役割として、自宅、避難所及び仮設住宅等における健康管理があり、全戸訪問による被災者の健康課題の把握、健康状態が悪化した被災者への対応、精神的な支援が必要な被災者のアセスメント、こころのケア活動との連携等が挙げられている。

発災後の被災地における保健師の役割

- 発災後は、被災地の自治体機能が低下することもあり、保健師は被災者の健康支援を中心とし、広範囲に渡る支援活動に従事する。被災地における主な保健師の役割は以下のとおり。
※これらの活動は、全国の自治体保健師を中心とした保健人材が被災地に応援派遣され、被災地の自治体保健師と共に活動に従事する。

- 被害状況等の情報収集及び発信
- 救護所における救護活動
 - ・ 状況に応じた医療、保健、福祉のニーズに関するアセスメント
 - ・ 救護所の被災者に必要な医薬品、医療品、衛生材料等の調達及び医療処置の実施等
- 自宅、避難所及び仮設住宅等における健康管理
 - ・ 全戸訪問による被災者の健康課題の把握
 - ・ 感染症、食中毒、熱中症、急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、生活不活発病予防観点からの環境整備、健康教育
 - ・ 感染症患者発生時の対応（隔離、医療との連携、保健所との連携）
 - ・ 健康状態が悪化した被災者への対応（医療との連携）等
 - ・ 精神的な支援が必要な被災者のアセスメント、こころのケア活動との連携、医療との連携等
- 福祉避難所の避難者への対応
 - ・ 避難者のアセスメント及び入所の必要性の判断等
- 保健師等の応援派遣調整
 - ・ 被害状況に基づいた国や県庁に対する保健師等応援派遣の要請、保健師等の応援派遣調整
- 関係者との支援体制の調整
 - ・ 支援チームの受入れ調整及び業務改善
 - ・ 関係職種との会議の開催等



- 災害ケースマネジメントについては、令和5年3月に「災害ケースマネジメント実施の手引き」を作成したところ。手引きにおいては、災害ケースマネジメントの取組について、発災直後から避難所を運営段階においても、アウトリーチ等により応急的な支援が必要な被災者の把握を行うべきことを記載している。
- 高齢者や障害者の方については、個別訪問による状況把握等の実施に活用できる予算事業等が用意されている。
- 発災時における保健師の方々の役割として、全戸訪問による被災者の健康課題の把握といったことが示されている。



- ◆ 災害ケースマネジメントと今回の検討会で議論を行う支援方策について関係をどのように整理するか。
 - － 在宅避難者、車中泊避難者の支援に、災害ケースマネジメントで示す手法を活かすべきではないか。
 - － 発災直後から実施されている避難者の支援を中長期的な支援につなげる方策をどのように考えるか。
- ◆ 在宅や車中泊において避難生活を送る要配慮者についてどのような支援（方法、手段等）を行うべきと考えるか。

避難生活を送る場所によらない避難者の情報の管理について



- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月、令和4年4月改訂）では、開設している避難所をリスト化するとともに、避難者数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者名簿を作成することが望ましいとしている。また、在宅避難者等についても名簿作成を進めることとしている。
- また、継続的な被災者支援に活用するため、被災者台帳に避難者名簿情報を引き継ぐことが述べられている。

3 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- (1) 避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、市町村の避難所担当部門は開設している避難所をリスト化しておくこと。
- (2) 避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人一人に氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿を作成することが望ましいこと。
在宅避難者等についても名簿作成を進め、必要な対応を行うこと。
- (3) そのため、こうした個別の情報を記載でき、情報の開示先、開示する情報の範囲についての被災者の同意の有無についてもチェックできる避難者名簿の様式をあらかじめ作成し、印刷して避難所の備蓄倉庫等に保管しておくことが考えられるとともに、避難者や避難所に関するシステムを導入して管理することが望ましいこと。また、避難所運営訓練をととして自治体担当者や住民がこれら様式やシステムを普段から活用できるようにしておくこと。
- (4) 作成した避難者名簿の情報については、災対法第90条の3に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用することが適切であること。

被災者台帳の概要

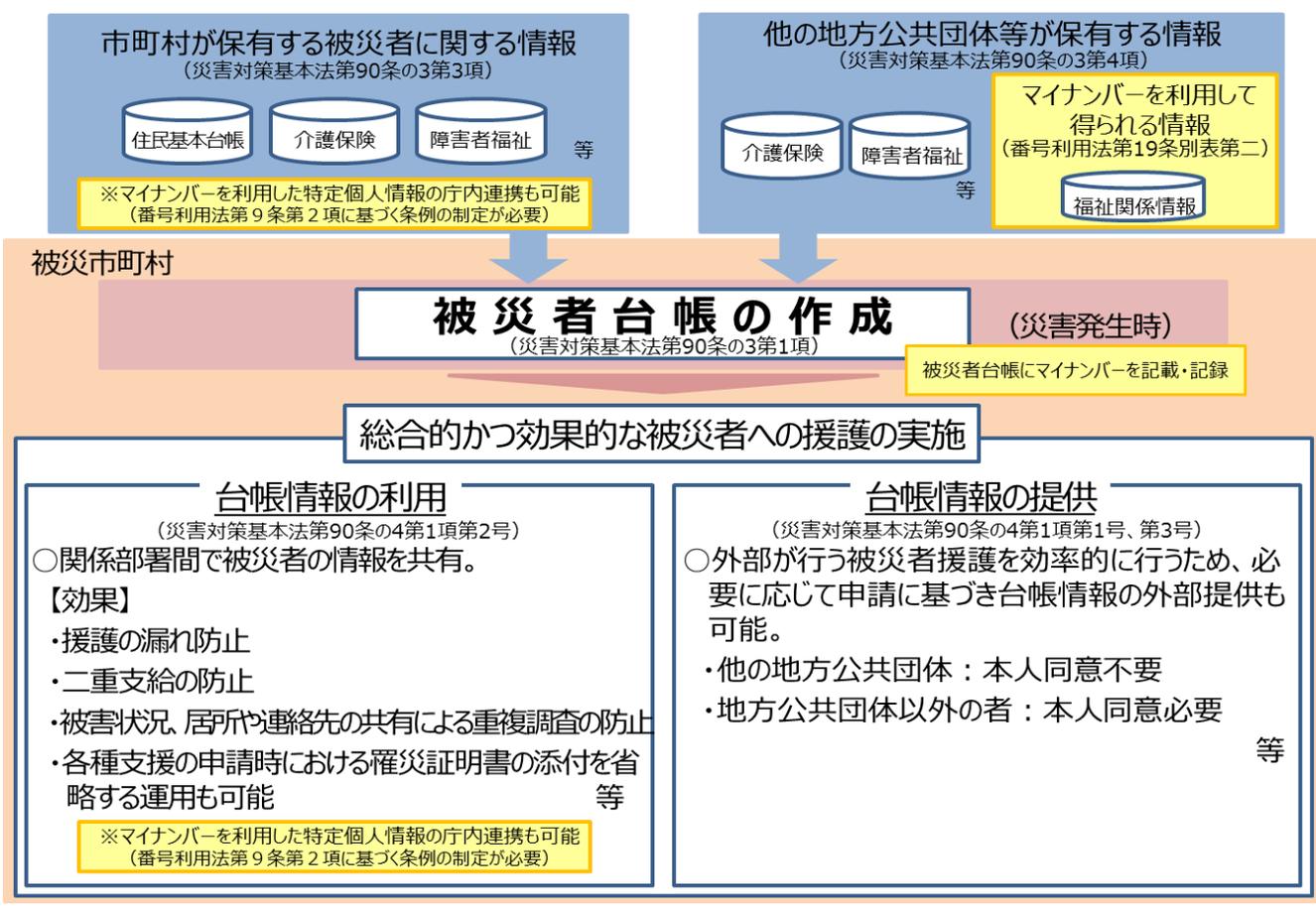


被災者台帳とは

災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの。

(平成25年6月の災害対策基本法改正により新設(平成25年10月1日施行))

被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供



被災者台帳の記載・記録事項

(災害対策基本法第90条の3、災害対策基本法施行規則第8条の5)

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- ⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項



- 行政機関等が個人情報を保有・取得・利用・提供する際には個人情報保護法の以下の規律が適用される。
- 行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。)の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を適切に特定する必要があり、その特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用・提供することが原則である(個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項)

保有に関する規律

- 行政機関等は、法令(条例を含む。)の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。(法第61条第1項)
- 行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。(法第61条第1項)
- 行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。(法第61条第2項)

取得・利用・提供に関する規律

- 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。(法第62条)
- 行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。(法第63条)
- 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。(法第64条)
- 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。(法第65条)
- 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。(法第69条第1項)

防災分野における個人情報の取扱いに関する指針



- 内閣府「デジタル・防災技術ワーキンググループ」検討にて、自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように個人情報の取扱いを明確化する指針を策定することが提言された。（令和3年5月）
- これを踏まえ、内閣府（防災担当）を事務局とし、令和4年3月から「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を開催。検討会のオブザーバーである、**個人情報保護委員会事務局の助言を受け、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を作成。**（令和5年3月）

カテゴリ		事例の概要	
事例1	意図せず取得した個人情報の取扱い	個人が映り込んだ河川カメラの映像を、当該個人の避難誘導のために、警察や消防機関等に提供してもよいか。	
事例2		被害状況把握のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害対策本部室の大型モニターで共有してもよいか。	
事例3		被害状況調査のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害情報共有システムにアップロードして、システムを閲覧できる者と共有してもよいか。	
事例4	意図して取得した個人情報の取扱い	本人から取得	帰宅困難者の受入者名簿（一時滞在者施設を管理する民間事業者が作成）に記載された個人情報を地方公共団体は提供してもらえるのか。
事例5			帰宅困難者の受入者名簿（一時滞在施設管理者である地方公共団体が作成）を他の地方公共団体等に提供してもよいか。
事例6		応急仮設住宅の入居希望申込書に記載された個人情報を、入居者への生活支援・見守り等のために、民間事業者に提供してもよいか。	
事例7		外国人避難者の支援のため、地方公共団体は外国人の避難者名簿を災害多言語支援センターに提供してもよいか。	
事例8	本人以外から取得	災害発生時、捜索対象者となる安否不明者の特定に向け、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表してもよいか。	
事例9		住民基本台帳情報から作成した被災した可能性のある方の名簿を、救助活動のために、自衛隊、警察、消防機関に提供してもよいか。	
事例10		車のナンバープレートから特定した安否不明者名簿を、他の地方公共団体に対して提供してもよいか。	
事例11	災害対策基本法	避難行動要支援者名簿に記録等された情報とハザードマップを重ね合わせ、要支援者マップを作成し、避難支援等関係者に提供してよいか。	
事例12		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難の支援や安否の確認等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記録等された情報を提供することは、本人の同意を得ることを要さないとしてもよいか。	
事例13		避難行動要支援者について避難の支援や安否の確認等を実施するための基礎とするために作成した名簿について、平常時から避難等支援関係者に提供するものとしてもよいか。	
事例14		都道府県が都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討するため、市町村は被災者台帳の情報の提供を行ってもよいか。	



- 発災直後の被災者の情報管理は、避難所に避難している者（避難所に物資を取りに来ている被災者を含む。）をそれぞれの避難所において把握し、その後被災者台帳に引き継ぐこととされている。
- 被災者台帳は、「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するために作成するものとされている。
- 個人情報の取扱いについては、改正個人情報保護法が令和5年4月に施行されたところであり、行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を適切に特定する必要があり、その特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用・提供することとされている。
内閣府においても、地方公共団体が実施する防災分野における個人情報の保護に関する施策を、適切かつ有効に実施できるよう「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を策定している。



- ◆ 被災者の状況を発災直後から適切に把握し、被災者支援に活用できるような方策をどう考えるか。
- ◆ 被災者支援における個人情報の適切な取扱を確保するためにどのような工夫が考えられるか。